

平成28年6月8日

平成27年度電波の利用状況調査の評価について
(平成28年6月8日 諮問第12号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(福田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5874

平成27年度電波の利用状況調査の評価について

平成 28 年 6 月
総合通信基盤局電波部
電波政策課

- 【調査する事項】
- 無線局の数
 - 無線局の具体的な使用実態
 - 他の電気通信手段への代替可能性 等

電波法に定める
3,000GHz以下の周波数の
電波の利用状況の調査

- 3年を周期として、次に掲げる
周波数帯ごとに実施
- ① 714MHz以下
 - ② 714MHz超3.4GHz以下
 - ③ **3.4GHz超**
(平成27年度対象)

①調査	②調査	③調査
H17	H16	H15
H20	H19	H18
H23	H22	H21
H26	H25	H24
⋮	H28	H27

- 国民の意見
- 例
- ・ 新規の電波需要に迅速に対応するため、電波再配分が必要
 - ・ 既存の電波利用の維持が必要

周波数区分ごとの
電波の有効利用の
程度の評価

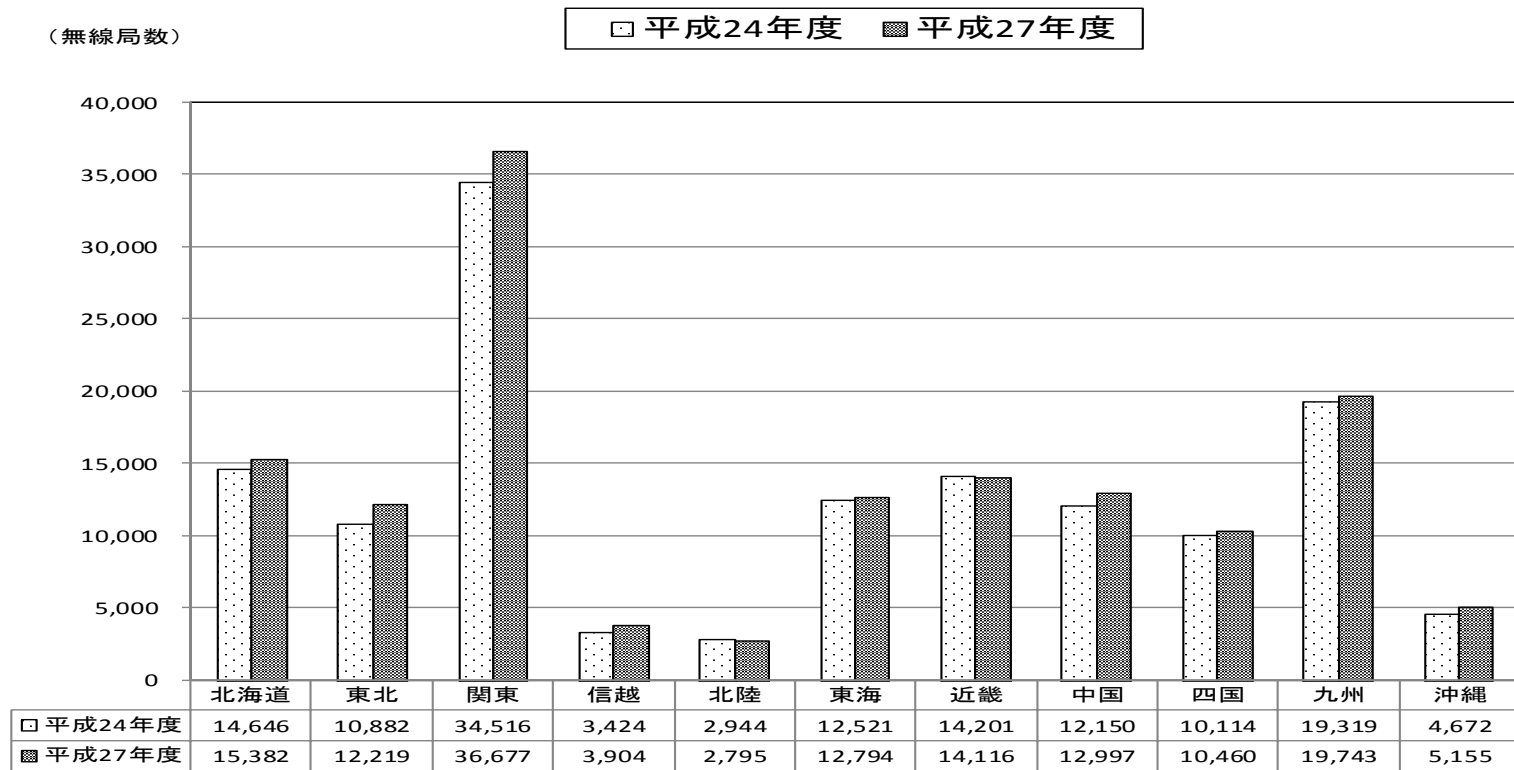
- 調査及び評価結果の概要の公表
- 例
- ・ 現在、電波は有効に利用されている
 - ・ 使用帯域の圧縮が適当
 - ・ 中継系の固定局は光ファイバ等への転換が適当

電波監理審議会への諮問

調査・評価結果を踏まえ、周波数の再編を実施

- (1) **目的:** 技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、周波数帯ごとに、原則3年を周期として電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価する。
この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正を実施。
- (2) **根拠条文:** 電波法第26条の2
- (3) **調査対象:** 平成27年3月2日現在において、3.4GHzを超える周波数の電波を利用する無線局
- (4) **調査対象:** 無線局数 約14.6万局(平成24年度:約13.9万局)
免許人数 約49.8千者(平成24年度:約49.9千者)
(各周波数区分毎の合算値)
* 複数の周波数区分を利用している無線局・免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数・免許人数より多い。
- (5) **調査事項:** 免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用実態、電波有効利用技術の導入予定、他の電気通信手段への代替可能性 等
- (6) **調査方法:** 全国11の総合通信局等の管轄ごとに、次の調査を実施
- ① 総合無線局管理ファイルを活用して、免許人数・無線局数等の集計・分析
 - ② 免許人に対して、無線局の使用実態や電波の有効利用技術の導入予定等を質問し、その回答を集計・分析
- (7) **意見募集:** 評価結果案について平成28年4月1日(金)から同年5月9日(月)までの間、意見募集を行った結果、4件の意見提出があった。

○各地方総合通信局等管内における無線局数の推移

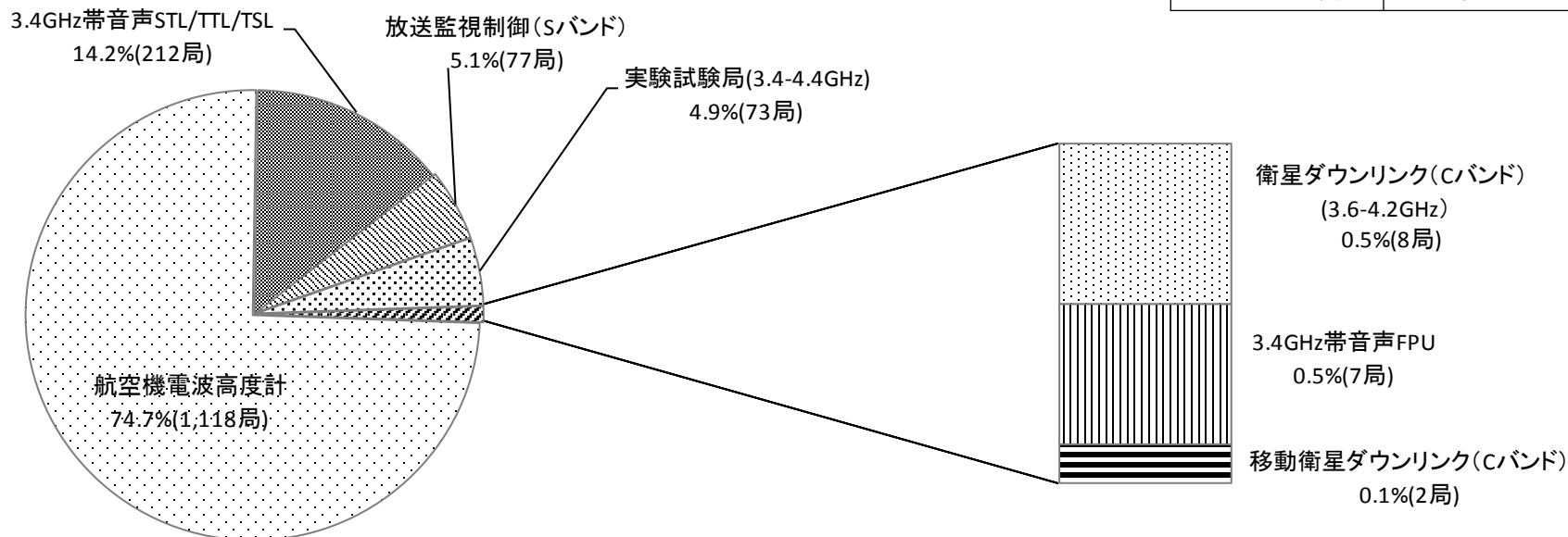


* 複数の周波数帯区分を利用している無線局は、該当周波数分をカウントしているため、実際の無線局数より多い。

- (1) 各総合通信局等管内における無線局数については、関東管内が全体の25.1%を占めており、北陸管内が1.9%と最も少ない。
- (2) 平成24年度の調査と比較すると、北陸及び近畿は減少しているが、それ以外の総合通信局等で増加しており、全体で6,878局増加している。
- (3) 周波数区分別では、「4.4GHz超5.85GHz以下」の無線局(主に5GHz帯無線アクセスシステム:7,365局増)及び「23.6GHz超36GHz以下」の無線局(主に26GHz帯加入者系無線アクセスシステム:1,908局増)がそれぞれ増加傾向にある。
- (4) 新たなシステムの導入やデジタル技術の導入など周波数の有効利用の取組が進められ、各周波数区分とも全体として適切に利用されている。

○無線局数の割合及び局数

平成27年度	1,497局
(平成24年度)	(1,693局)



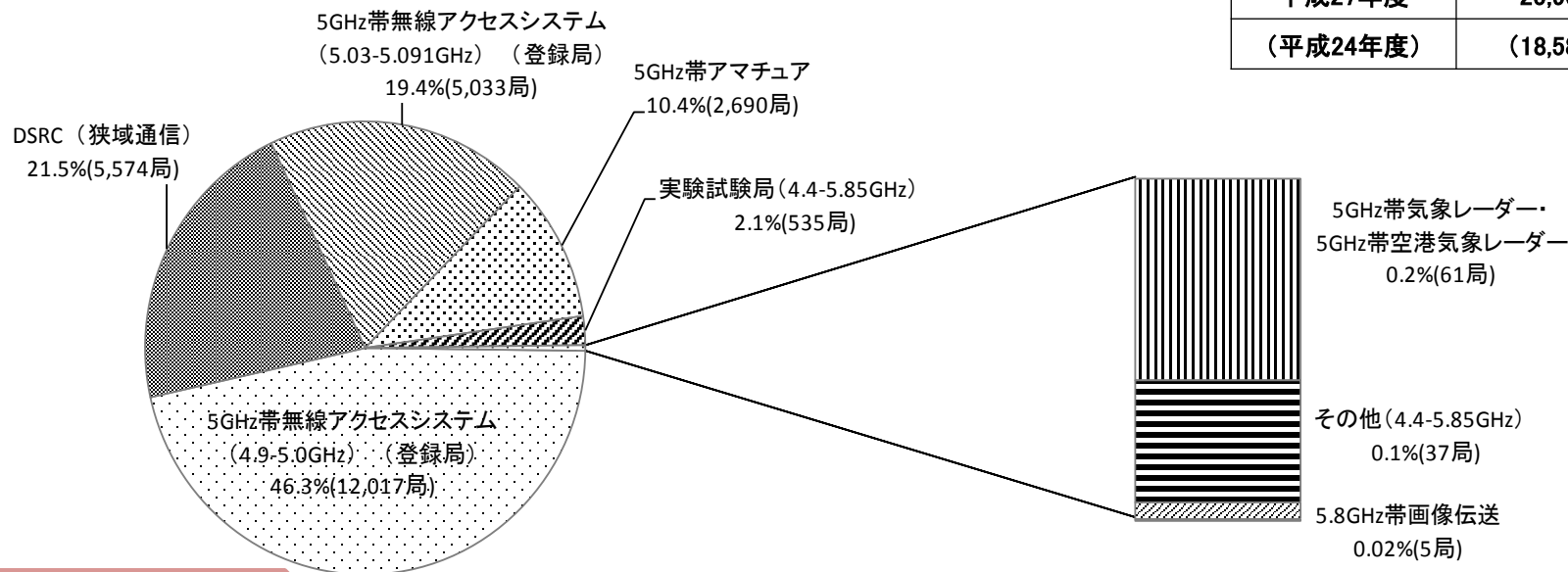
調査結果のポイント

- (1) 本周波数帯では、航空機電波高度計が74.7%と最も高い割合となっており、次いで3.4GHz帯音声STL/TTL/TSLが14.2%、放送監視制御(Sバンド)が5.1%となっている。
- (2) 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、196局減少(11.6%減)している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、主に4,200-4,400MHz帯の電波高度計及び3,400-3,456MHz帯の放送事業用無線局で利用されているが、平成26年12月に3,480MHzから3,600MHzまでの周波数について第4世代移動通信システムの特定基地局に関する3件の開設計画を認定しており、今後は、同システムの利用が中心となると考えられる。
- (2) 本周波数帯の無線局数は減少しているものの、3,400-3,456MHz帯については、周波数再編アクションプラン(平成27年10月改定版)において最長で平成34年11月30日までに放送事業用無線システムを周波数移行することとし、適切に利用されており、第4世代移動通信システムの導入に向けた環境整備を引き続き早急かつ着実に進めていくことが必要である。また、3,600-4,200MHz帯については、国際的な調和に留意しつつ、既存無線システムとの共存可能性などの第4世代移動通信システムの導入に向けた検討を行っていくことが必要である。

○無線局数の割合及び局数



平成27年度	25,952局
(平成24年度)	(18,587局)

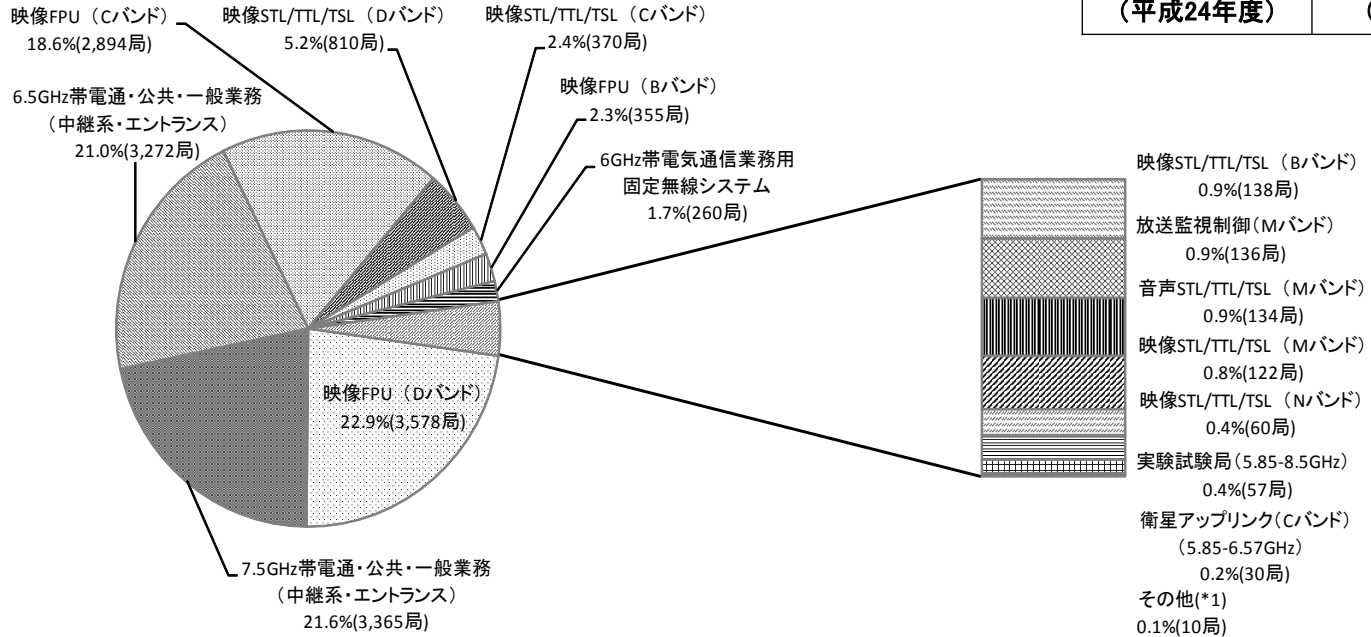
調査結果のポイント

- (1) 本周波数帯では、5GHz帯無線アクセスシステム(登録局)[4.9-5.0GHz]が46.3%と最も高い割合となっており、次いでDSRCシステム(自動料金收受(ETC)システムを改称)が21.5%、5GHz帯無線アクセスシステム(登録局)[5.03-5.091GHz]が19.4%となっている。5GHz帯無線アクセスシステムの2つの周波数帯を合わせると約66%を占める。
- (2) 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、主に5GHz帯無線アクセスシステム(登録局)[4.9-5.0GHz]を中心に7,365局増加(39.6%増)している。
- (3) 5GHz帯小電力無線システム(免許不要)については、平成24年度から平成26年度までの3か年の出荷台数が約1億台(平成24年度調査時は約5千万台))に増加している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、5GHz帯無線アクセスシステム、DSRC及びアマチュア無線の3つのシステムで97.5%を占め、国際的な周波数割当てとも整合がとれており、適切に利用されていると言える。
- (2) 5GHz帯小電力無線システム(免許不要)については、非常に多くのユーザーに利用されており、かつ、その需要が増加傾向にあると考えられることから、屋内限定の周波数帯の屋外での利用や使用周波数帯の拡張について着実に検討を進めていくことが必要である。
- (3) 4,400-4,900MHz帯については、諸外国の動向を注視しつつ、移動通信システムの周波数確保に向けた検討を行うことが適当と考えられる。

○無線局数の割合及び局数



平成27年度	15,591局
(平成24年度)	(15,254局)

*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

	割合	局数
移動衛星アップリンク(Cバンド)	0.03%	5
その他(5.85-8.5GHz)	0.03%	5

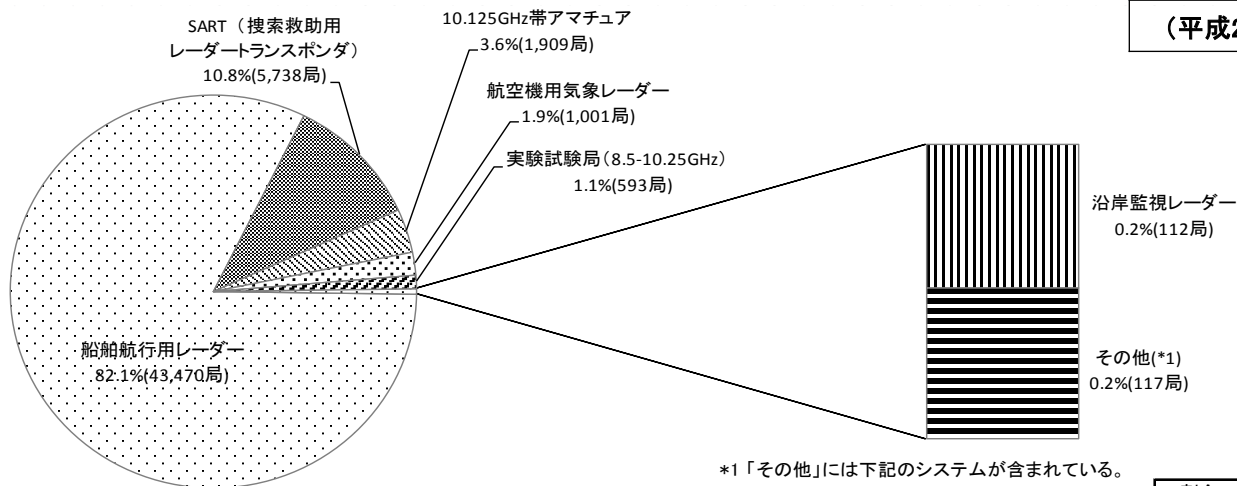
調査結果のポイント

- (1) 本周波数帯では、映像FPU(Bバンド、Cバンド及びDバンド)の3つのシステムを合わせて43.8%、電通・公共・一般業務(中継系・エントランス(6.5/7.5GHz帯))の2つのシステムを合わせて42.6%となっており、全体の86.4%を占めている。
- (2) 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、337局増加(2.2%増)している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、デジタル技術等の周波数有効利用技術の導入率も高く、適切に利用されていると言える。
- (2) 今後も3.4GHz帯放送事業用無線局の受入先として無線局数の増加が想定されることから、周波数利用効率を更に高めていくことが期待される。

○無線局数の割合及び局数



平成27年度	52,940局
(平成24年度)	(52,755局)

*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

システム	割合	局数
沿岸監視レーダー(移動型)	0.1%	59
その他(8.5-10.25GHz)	0.07%	39
9GHz帯気象レーダー	0.02%	12
レーマークビーコン・レーダービーコン	0.006%	3
位置・距離測定用レーダー	0.004%	2
PAR(精測進入レーダー)	0.002%	1
9GHz帯気象レーダー(可搬型)	0.002%	1

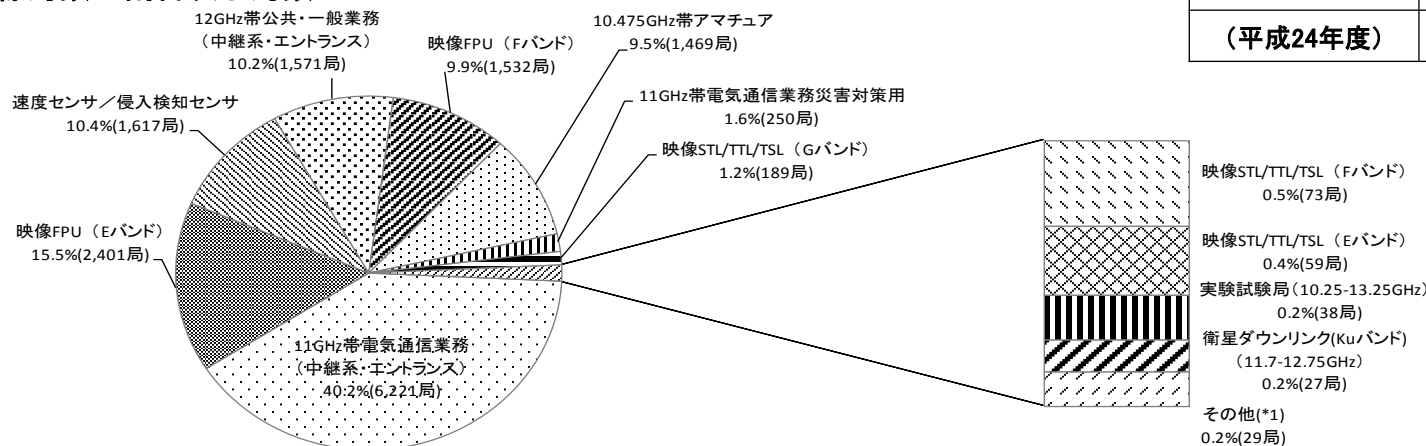
調査結果のポイント

- (1) 本周波数帯では、船舶航行用レーダーが82.1%と最も高い割合となっており、次いでSART(捜索救助用レーダートランスポンダ)が10.8%となっている。この2つのシステムで本周波数帯の90%以上を占めている。
- (2) 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、185局増加(0.3%増)となっている。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、主に船舶航行用レーダー及びSARTに利用されており、国際的な周波数割当てとも整合がとれており、適切に利用されていると言える。
- (2) 今後、ゲリラ豪雨等の観測体制強化のため、9GHz帯気象レーダーの需要も高まってくると考えられるほか、5GHz帯気象レーダーの受入先としての役割も期待されるため、狭帯域化等の技術を導入し、更なる周波数有効利用を図っていくことが望ましい。
- (3) 航空機搭載合成開口レーダー(SAR)の導入や船舶航行用レーダーの狭帯域化(固体素子化)、航空機用気象レーダー等が使用している周波数を陸上の気象レーダーに使用可能にする検討がそれぞれ進められおり、いずれも本周波数帯の周波数の有効利用につながるものであることから、引き続き検討を進めることが適当である。

○無線局数の割合及び局数



平成27年度	15,476局
(平成24年度)	(17,865局)

*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

システム	割合	局数
衛星ダウンリンク(Kuバンド)(10.7-11.7GHz)	0.06%	9
BS放送	0.06%	9
CS放送	0.04%	6
映像FPU(Gバンド)	0.03%	5

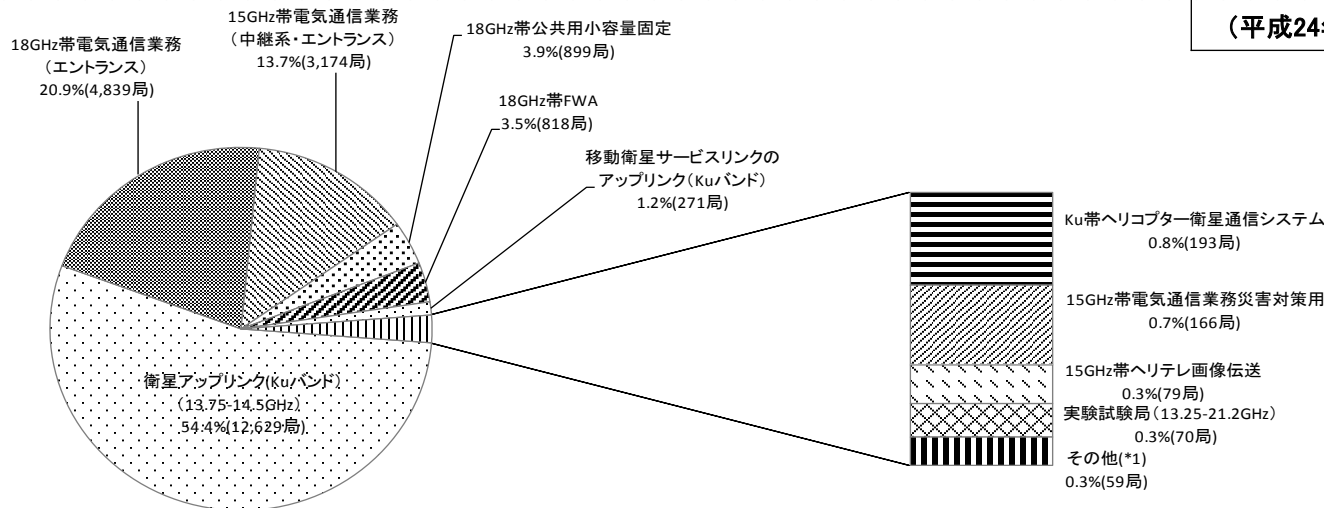
調査結果のポイント

- (1) 本周波数帯では、11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)が40.2%と最も高い割合となっており、次いで、映像FPU(Eバンド)が15.5%、速度センサ/侵入検知センサが10.4%となっている。
- (2) 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、主に11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)を中心に2,389局減少(13.4%減)している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)、映像FPU(Eバンド)、速度センサ/進入検知センサ等で利用され、国際的な周波数割当てとも整合がとれており、適切に利用されていると言える。
- (2) BS放送及びCS放送の無線局数は合計で15局と少ないものの、衛星放送の受信世帯数は年々増加している。このような状況を踏まえて、現在の右旋円偏波に加えて左旋円偏波を使用したチャンネルの増加や4K・8K放送の開始などを進めていくことが望ましい。
- (3) 11GHz帯電気通信業務については減少しているが、15GHz帯、18GHz帯及び22GHz帯の電気通信業務用固定局と併せて、光ファイバの敷設が困難な地域での携帯電話基地局の展開や、携帯電話システムの信頼性確保のために重要な無線局であり、多値変調方式の導入等、システムの高度化を行い、今後も周波数の有効利用を図っていくことが望ましい。

○無線局数の割合及び局数



平成27年度	23,197局
(平成24年度)	(22,439局)

*1「その他」には下記のシステムが含まれている。

システム	割合	局数
17GHz帯BSフィーダリンク	0.1%	25
MTSATアップリンク(Kuバンド)	0.06%	14
接岸援助用レーダー	0.05%	12
その他(13.25-21.2GHz)	0.02%	4
衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3-20.2GHz)	0.01%	3
CSフィーダリンク	0.004%	1

調査結果のポイント

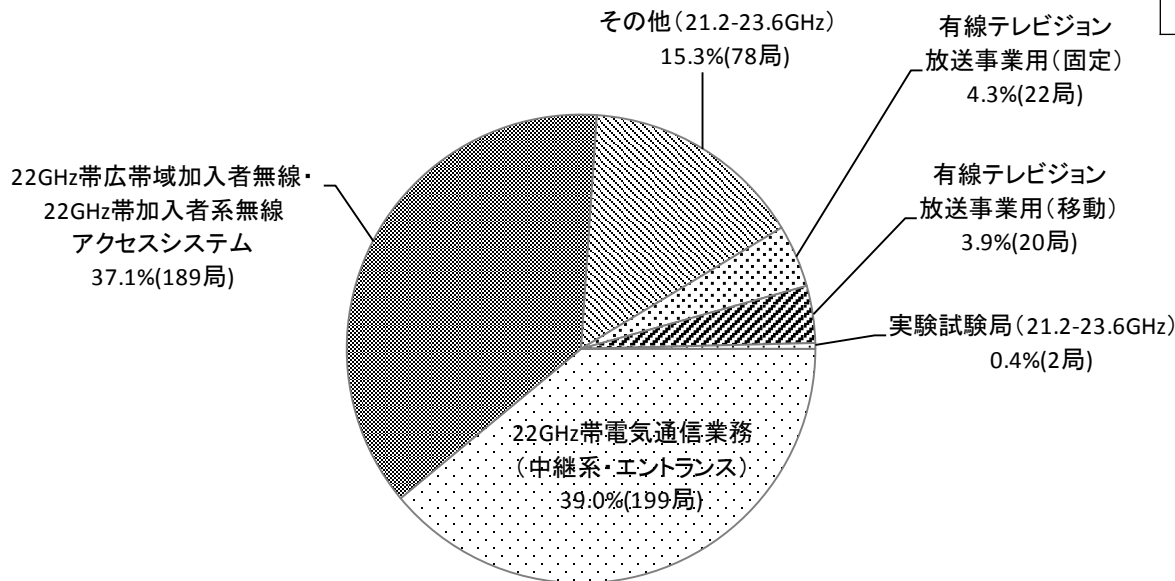
- 本周波数帯では、衛星アップリンク(Kuバンド)が54.4%と最も高い割合となっており、次いで、18GHz帯電気通信業務(エントランス)が20.9%、15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)が13.7%となっている。この3つのシステムで全体の89%以上を占める。
- 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、758局増加(3.4%増)している。

評価結果のポイント

- 本周波数帯は、主に衛星アップリンク(Kuバンド)、18GHz帯電気通信業務(エントランス)及び15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)で利用されており、デジタル技術等の周波数有効利用技術の導入率が高く、国際的な周波数割当てとも整合がとれており、適切に利用されていると言える。
- 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)及び18GHz帯電気通信業務(エントランス)については減少しているが、11GHz帯及び22GHz帯の電気通信業務用固定局と併せて、光ファイバの敷設が困難な地域での携帯電話基地局の展開や、携帯電話システムの信頼性確保のために重要な無線局であり、多値変調方式の導入等、システムの高度化を行い、今後も周波数の有効利用を図っていくことが望ましい。

○無線局数の割合及び局数

平成27年度	510局
(平成24年度)	(1,300局)



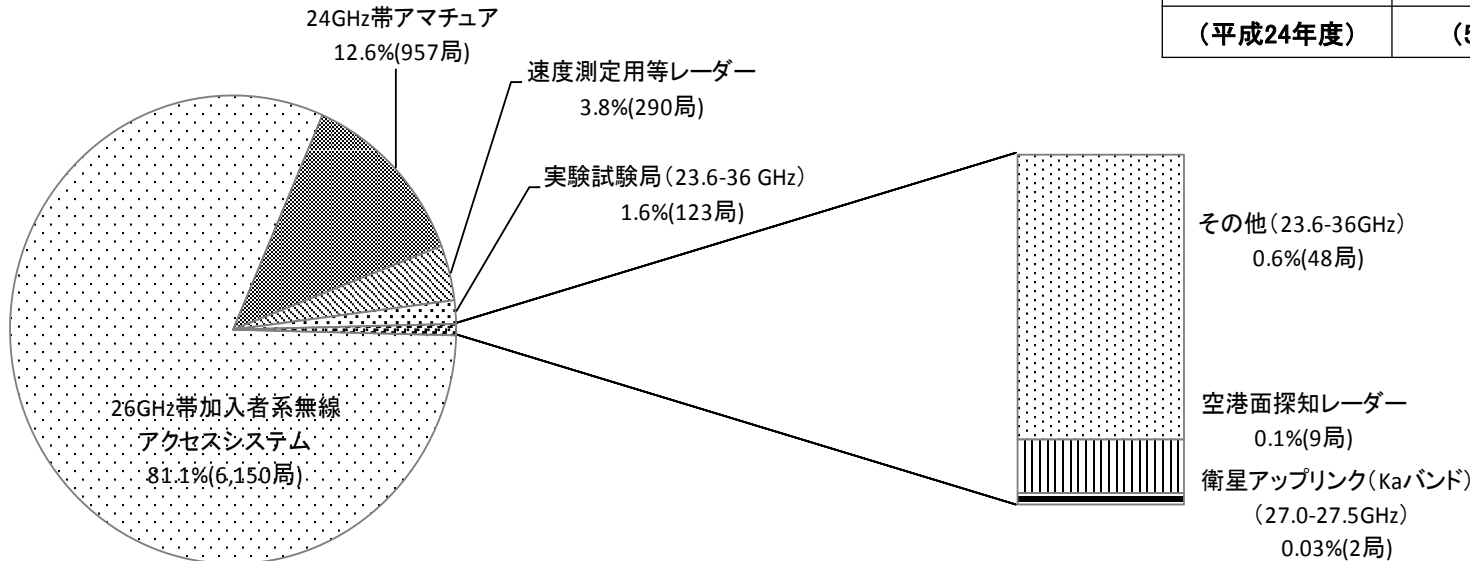
調査結果のポイント

- (1) 本周波数帯では、22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)が39.0%、22GHz帯広帯域加入者無線・22GHz帯加入者系無線アクセスが37.1%となっている。この2つのシステムで全体の76%以上を占める。
- (2) 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、790局減少(60.8%減)している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、主に22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)及び22GHz帯広帯域加入者無線・22GHz帯加入者系無線アクセスで利用されており、デジタル技術等の周波数有効利用技術の導入率が高く、国際的な周波数割当てとも整合がとれており、適切に利用されていると言える。
- (2) 22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)については減少しているが、11GHz帯、15GHz帯及び18GHz帯の電気通信業務用固定局と併せて、光ファイバの敷設が困難な地域での携帯電話基地局の展開や、携帯電話システムの信頼性確保のために重要な無線局であり、多値変調方式の導入等、システムの高度化を行い、今後も周波数の有効利用を図っていくことが望ましい。

○無線局数の割合及び局数



平成27年度	7,579局
(平成24年度)	(5,671局)

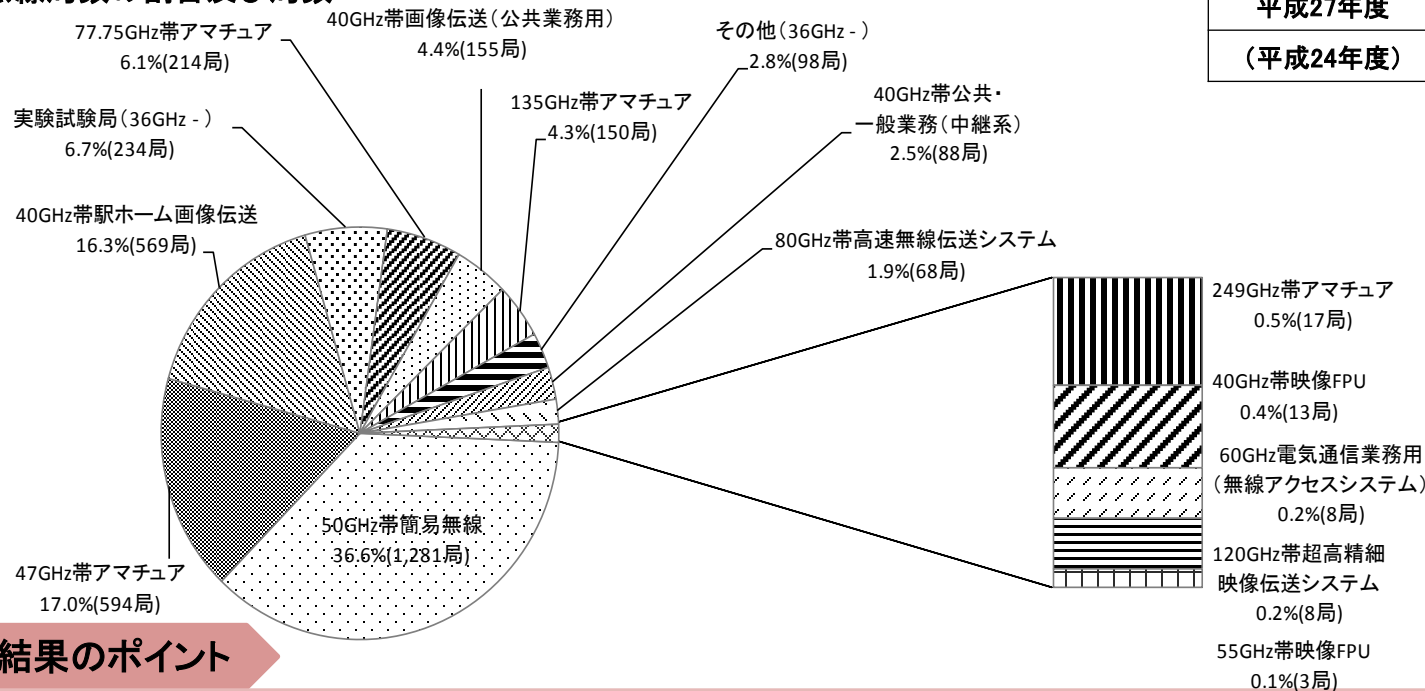
調査結果のポイント

- (1) 本周波数帯では、26GHz帯加入者系無線アクセスシステムが81.1%と最も高い割合となっており、次いで24GHz帯アマチュアが12.6%、速度測定用等レーダーが3.8%となっている。
- (2) 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、26GHz帯加入者系無線アクセスシステムを中心に1,908局増加(33.6%増)している。
- (3) 24GHz帯特定小電力機器(移動体検知センサ)については、平成24年度から平成26年度までの3カ年の出荷台数が約59万台(平成24年度調査時は約22万台)に増加している。

評価結果のポイント

- (1) 本周波数帯は、Kaバンド衛星アップリンクの周波数帯における海上ブロードバンド衛星通信システムや超高速通信を実現する移動通信システムの導入に向けた検討等、新たなシステムの導入に向けた動きが進んでおり、このような新たなシステムの導入や既存システムの高度化などの周波数の有効利用に資する取組が引き続き進められることが望ましい。
- (2) 24GHz帯特定小電力機器(移動体検知センサ)が大きく増加しており、10GHz帯特定小電力機器と併せて、今後も継続して出荷台数の動向を把握していくことが望ましい。

○無線局数の割合及び局数



平成27年度	3,500局
(平成24年度)	(3,800局)

調査結果のポイント

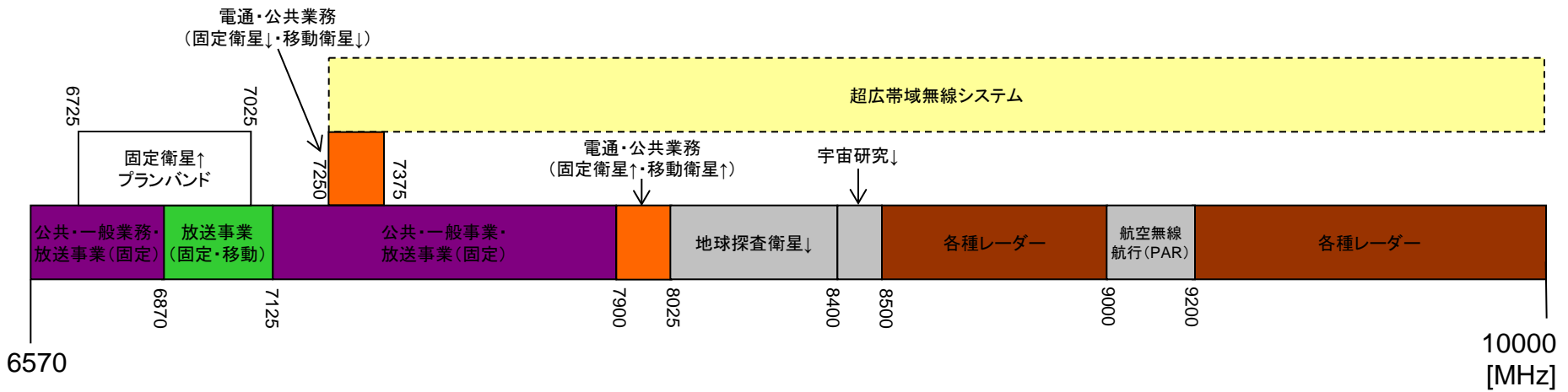
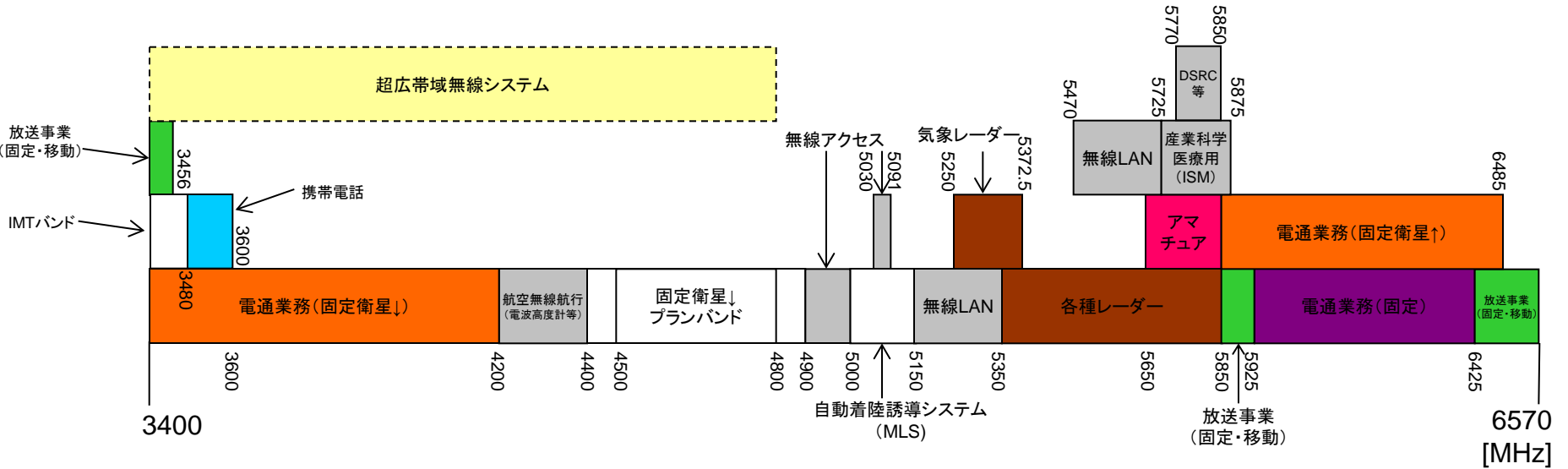
- (1) 本周波数帯では、50GHz帯簡易無線が36.6%と最も高い割合となっており、次いで47GHz帯アマチュア無線が17.0%、40GHz帯駅ホーム画像伝送が16.3%となっている。アマチュア無線は47GHz帯、77.75GHz帯、135GHz帯、249GHz帯を合わせて27.9%を占める。
- (2) 本周波数帯の無線局数を平成24年度の調査と比較すると、300局減少(7.9%減)している。
- (3) 特定省電力機器(主にミリ波レーダー用:免許不要局)については、平成24年度から平成26年度までの3カ年の出荷台数が約53万台(平成24年度調査時は約17万台)に増加している。

評価結果のポイント

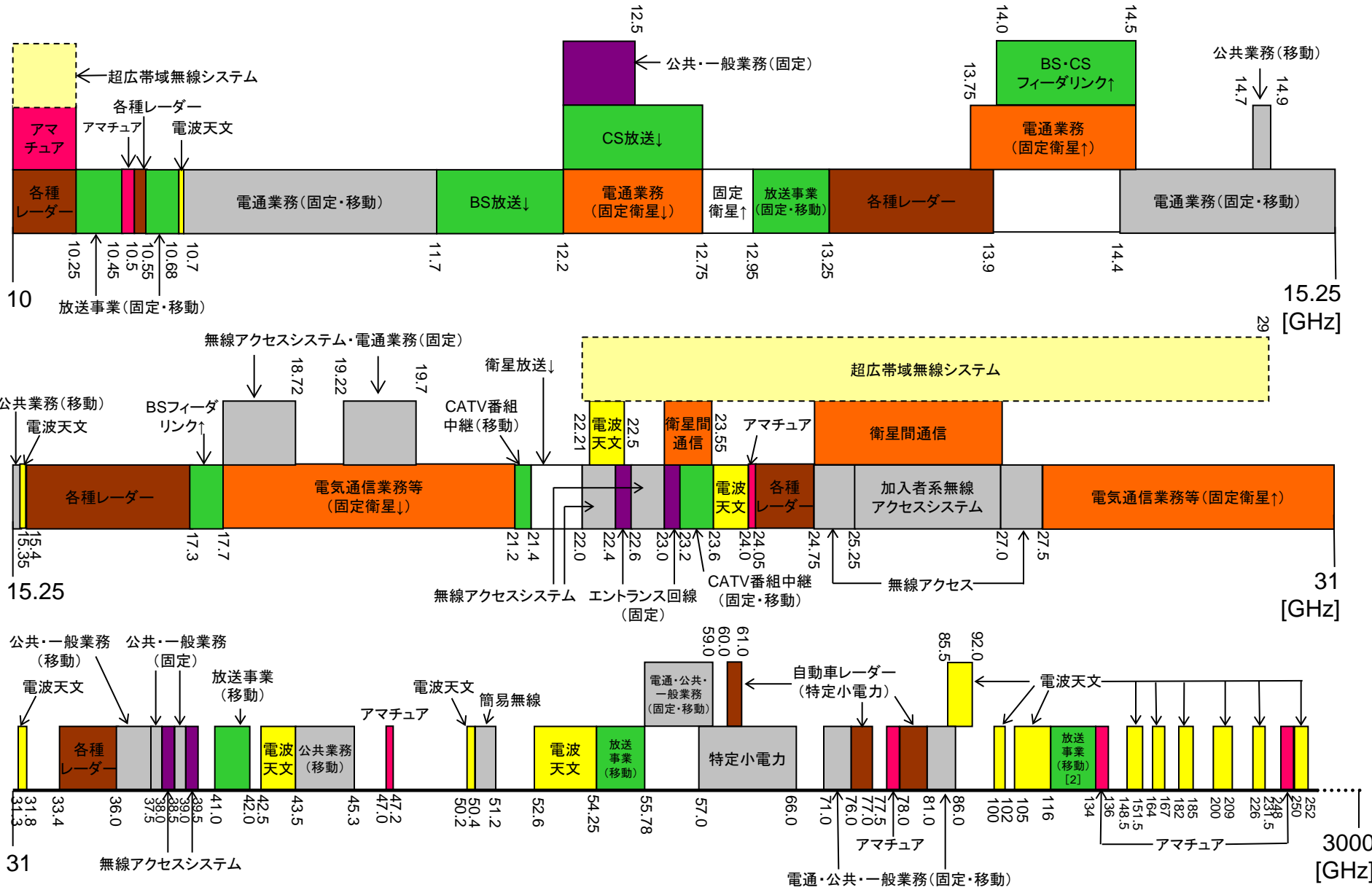
- (1) 本周波数帯は、80GHz帯高速無線伝送システム、120GHz帯映像FPU、79GHz帯高分解能レーダーシステム、60GHz帯小電力データ通信システムなど、新たなシステムが次々に導入されるとともに、超高速通信を実現する移動通信システムの導入に向けた検討が行われるなど、新たに利用可能な周波数の開拓が活発に進められている。
- (2) 今後も利用可能な周波数を増やすための研究開発や技術試験事務を進めるとともに、既に導入された無線システムの普及が円滑に進むように、ニーズを踏まえて適切に制度改正などの対応を行っていくことが必要である。

3.4GHz~10GHz

平成28年5月現在



10GHz超



平成 28 年 6 月 8 日

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに
表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について
(平成 28 年 6 月 8 日 諮問第 13 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(渡邊課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(植村係長)

電話：03-5253-5776

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに
表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について

1 背景・経緯等

4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合（座長：伊東 晋東京理科大学理工学部教授）において、2015年7月に策定された「4K8K推進のためのロードマップ」では、衛星基幹放送（BS放送及び東経110度CS放送）の4K・8K放送について、2018年の放送開始を目標としている。また、第二次中間報告では「現行の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準においては、衛星基幹放送を実施する場合の保有可能トランスポンダ数の上限が定められているが、BS左旋及び東経110度CS左旋が使用可能になることにより、衛星基幹放送に使用可能なトランスポンダ総数が増加すること等も踏まえて、今後、制度見直しの必要性を検討していくことが望まれる。」と提言されている。

今般、これを踏まえ、「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」（以下「省令」という。）を改正し、衛星基幹放送の多元性・多様性を確保しつつ、保有できるトランスポンダ数の上限を緩和することにより、既存の放送事業者による4K・8K放送への参入を促進し、その早期実現・普及を図ることとするものである。

2 改正省令案の概要

- (1) 申請者等^(※1)が、衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計（省令第8条第6号）

申請者等が保有できる衛星基幹放送のトランスポンダ数の合計は、現行の2K放送等については4トランスポンダ以内としているところ、この制限を維持しつつ、新たな4K・8K放送について、この制限と別枠で新たに4トランスポンダ以内の保有を可能とする。

- (2) 認定放送持株会社等^(※2)が、衛星基幹放送（BS放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計（省令第9条第3号）

認定放送持株会社等が保有できる衛星基幹放送のトランスポンダ数の合計は、現行の2K放送等については0.5トランスポンダ以内としているところ、この制限を維持しつつ、新たな4K・8K放送について、この制限と別枠で新たに0.5トランスポンダ以内の保有を可能とする。

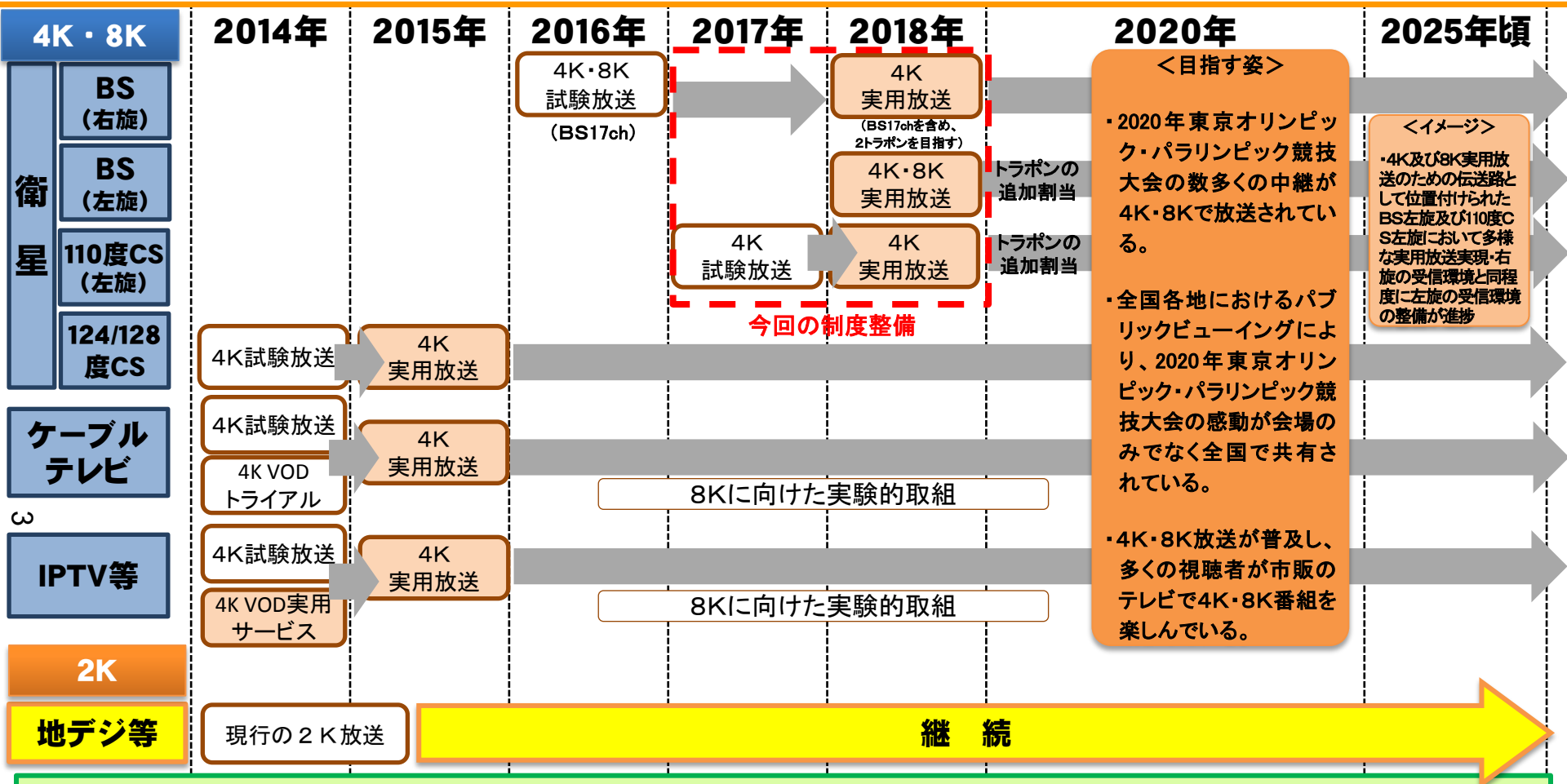
※1 申請者等：一の者（申請者又は申請者に対して支配関係を有する者）及び当該一の者があ
る者に対して支配関係を有する場合におけるその者から成る集団。

※2 認定放送持株会社等：申請者が認定放送持株会社の関係会社である場合の、当該認定放送
持株会社のグループ全体。

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について

（超高精細度テレビジョン放送による衛星基幹放送の業務を行う場合の
マスメディア集中排除原則の特例）

4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告(2015年7月)



4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合「第二次中間報告」(抜粋)

「現行の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準においては、衛星基幹放送を実施する場合の保有可能トランスポンダ数の上限が定められているが、BS左旋及び東経110度CS左旋が使用可能になることにより、衛星基幹放送に使用可能なトランスポンダ総数が増加すること等も踏まえて、今後、制度見直しの必要性を検討していくことが望まれる。」

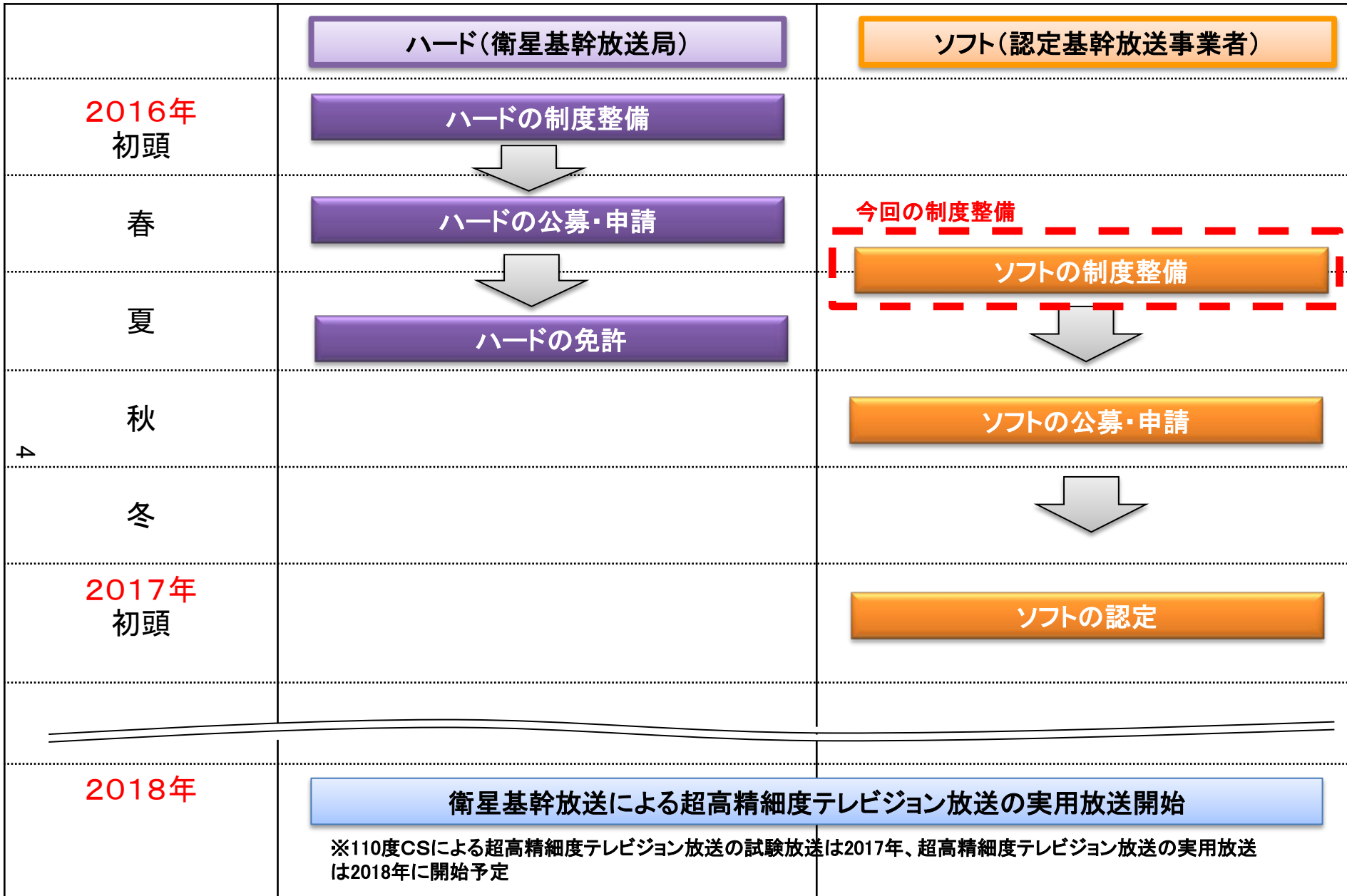
(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

(注3) BS右旋での4K实用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K实用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

(注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFIによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K实用放送を実施する。

(注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K实用放送拡充のうち8K实用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。



※ 現時点での想定スケジュールであり、状況に応じて今後変更となる可能性がある。

絶対審査

1項目でも不適合

認定拒否

◆放送を実施する上で必ず満たすべき条件として、以下の基準への適合性を審査
【BS右旋、左旋／110度CS左旋共通】

①基幹放送局設備の確保、②経理的基礎、③技術的能力、④技術基準の適合維持義務、⑤**マスメディア集中排除原則への適合性**、⑥事業計画の確実性、⑦番組準則の遵守(成人向け番組を行う場合には青少年保護措置)、⑧字幕番組等の充実、⑨番組基準の策定等、⑩放送番組審議機関の設置、⑪教育番組の編集の基準等、⑫毎日放送義務、⑬番組供給に関する協定の制限、⑭災害放送の実施、⑮個人情報保護、⑯欠格事由(外資規制及び処罰歴)への非該当、⑰有料放送の提供条件の説明等(有料放送を行う申請のみ)、⑱教育専門番組の要件適合性(教育専門番組の申請のみ)

第一次比較審査

◆以下の基準への適合性を審査
【BS右旋、左旋／110度CS左旋共通】

■以下の(1)～(4)のいずれにも適合する申請を優先

- (1)通販番組の割合(有料放送を除く.):3割を超えない※
- (2)青少年の保護:成人向け番組を行わない
- (3)字幕番組の充実:字幕付与率5割以上
- (4)放送番組の高画質性:ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組を視聴者に明らかにする措置

【BS右旋のみ】

帯域再編に係る申請:特定申請を優先。

特定申請:上記(1)～(4)の基準、8スロット以上を認定の日から起算して1年6月を経過する日までに返上するなどの一定の要件を満たす申請

第二次比較審査

◆以下の基準への適合性を審査
【BS右旋、左旋／110度CS左旋共通】

■以下の(1)～(5)の各項目ごとに、より適切な申請を総合評価

- (1)通販番組の割合(有料放送を除く.):通販番組率がより低い※
- (2)青少年保護:成人向け番組を行わない、かつ、青少年保護措置がより充実
- (3)字幕番組等の充実:字幕付与率がより高い
- (4)放送番組の高画質性:ピュア4K・8K番組比率がより高い
- (5)放送開始の時期:できるだけ早期の放送開始予定(2018年中の放送開始を基本。遅くとも認定有効期間内の放送開始)

※ BS右旋については放送開始後一定期間は割合を緩和、BS左旋及び110度CS左旋については適用除外とする特例を設ける。

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等 (東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等の一般放送は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

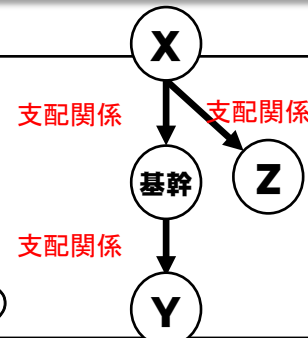
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

<認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分> (放送法第93条第1項第4号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)



- 衛星基幹放送における「支配関係」の基準は、議決権の3分の1超を保有すること、5分の1超の特定役員の兼任、代表役員・常勤役員の兼任があること。
- 衛星基幹放送(BS放送、東経110度CS放送)については、マスメディア集中排除原則の特例として、周波数(トランスポンダの数)の合計が4以内であれば、兼営・支配が認められる。
- ただし、申請者等に地上基幹放送事業者が属する場合は、これに加え、以下の条件がある。
 - ・BS放送については、2分の1超の議決権保有は不可
 - ・東経110度CS放送については、2周波数(トランスポンダ)を超える兼営・支配は不可

申請者等(※1)が保有可能なトランスポンダ数の合計の上限

区分 申請者等	BS放送	東経110度 CS放送
原則	4周波数(トランスポンダ)	
申請者等に 地上基幹放送事業者 が含まれる場合	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">×</div> (※2)(※3)	2周波数(トランスポンダ)

(※1) 一の者(申請者又は申請者に対して支配関係を有する者)及び当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者から成る集団。

(※2) 2分の1以下の議決権保有は可能。

(※3) 申請者が認定放送持株会社の関係会社の場合は、そのグループ全体で0.5トランスポンダまで保有可能。

(※4) 1トランスポンダで、高精細度テレビジョン放送(2K放送)の番組を2~3番組程度放送可能。

現行制度の制約(申請者等が使用するトランスポンダ数の合計は4以内、認定放送持株会社等がBS放送に使用するトランスポンダ数の合計は0.5以内)の下では、既存の放送事業者が新規に4K・8K放送を実施することができないことが想定されるが、4K・8K放送の普及・発展には既存事業者の番組制作・編集のノウハウや技術も広く活用することが必要である。

また、今般、新たにBS左旋及び東経110度CS左旋のトランスポンダが追加となり、衛星基幹放送に使用可能なトランスポンダ数の合計が概ね2倍に増加することを踏まえ、衛星基幹放送の多元性・多様性を確保しつつ、現行のマスメディア集中排除原則の特例の条件を緩和することにより、既存の放送事業者による4K・8K放送への参入を促進し、4K・8K放送の早期実現を図ることとする。

これまでの衛星放送に係るマスメディア集中排除原則

- 平成21年4月 BS放送と110度CSを「特別衛星放送」とし、それ以外の衛星放送を「一般衛星放送」とする。
特別衛星放送全体について、原則4トランスポンダ以内 ⇒ 利用可能なトランスポンダは24
一般衛星放送全体について、原則24トランスポンダ以内 ※うち、2トランスポンダ分は、平成22年に追加で認定。
- 平成23年6月 BS放送と110度CSを「基幹放送」とし、マス排原則は「基幹放送」のみの適用とする。
衛星基幹放送全体について、4トランスポンダ以内 ⇒ 利用可能なトランスポンダは24
- 平成28年 現行のBS右旋の12と110度CS右旋の12に加えて、BS左旋の11と110度CS左旋の13を合計すると衛星基幹放送全体として利用可能なトランスポンダは、48トランスポンダまで増加予定。

マスメディア集中排除原則の特例の条件の緩和の内容

衛星基幹放送全体について

- 申請者等が保有できる衛星基幹放送のトランスポンダ数の合計は、現行の2K放送等については4トランスポンダ以内としているところ、この制限を維持しつつ、新たな4K・8K放送について、この制限と別枠で新たに4トランスポンダ以内の保有を可能とする。

認定放送持株会社等について

- 認定放送持株会社等が保有できる衛星基幹放送のトランスポンダ数の合計は、現行の2K放送等については0.5トランスポンダ以内としているところ、この制限を維持しつつ、新たな4K・8K放送について、この制限と別枠で新たに0.5トランスポンダ以内の保有を可能とする。

【参考】現状のBS右旋のチャンネル配列図

1ch (11.72748GHz)

3ch (11.76584GHz)

13ch (11.95764GHz)

15ch (11.99600GHz)

BS朝日 総合編成	BS-TBS 総合編成	WOWOW プライム 総合娯楽	BS Japan 総合編成	BS日テレ 総合編成	BSフジ 総合編成	NHK BS1	NHK BSプレミアム
--------------	----------------	-----------------------	------------------	---------------	--------------	------------	----------------

(スロット数) (24) (24) (24) (24) (24) (24) (23) (21.5)

5ch (11.80420GHz)

7ch (11.84256GHz)

9ch (11.88092GHz)

11ch (11.91928GHz)

WOWOW ライブ 総合娯楽	WOWOW シネマ 総合娯楽	スター チャンネル 2 映画	スター チャンネル 3 映画	BSアニ マックス アニメ	ディズ ニー チャンネル 総合 娯楽 [SD]	BS11 総合編成	スターチャン ネル 1 映画	Twelve 総合編成	放送大学 大学教育放送	FOXスポー &エンター テイメント 総合娯楽	BS スカパー！ 総合娯楽
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--------------	----------------------	----------------	----------------	----------------------------------	---------------------

(スロット数) (24) (24) (13) (13) (16) (6) (18) (15) (15) (16) (16) (16)

17ch (12.03436GHz)

19ch (12.07272GHz)

21ch (12.11108GHz)

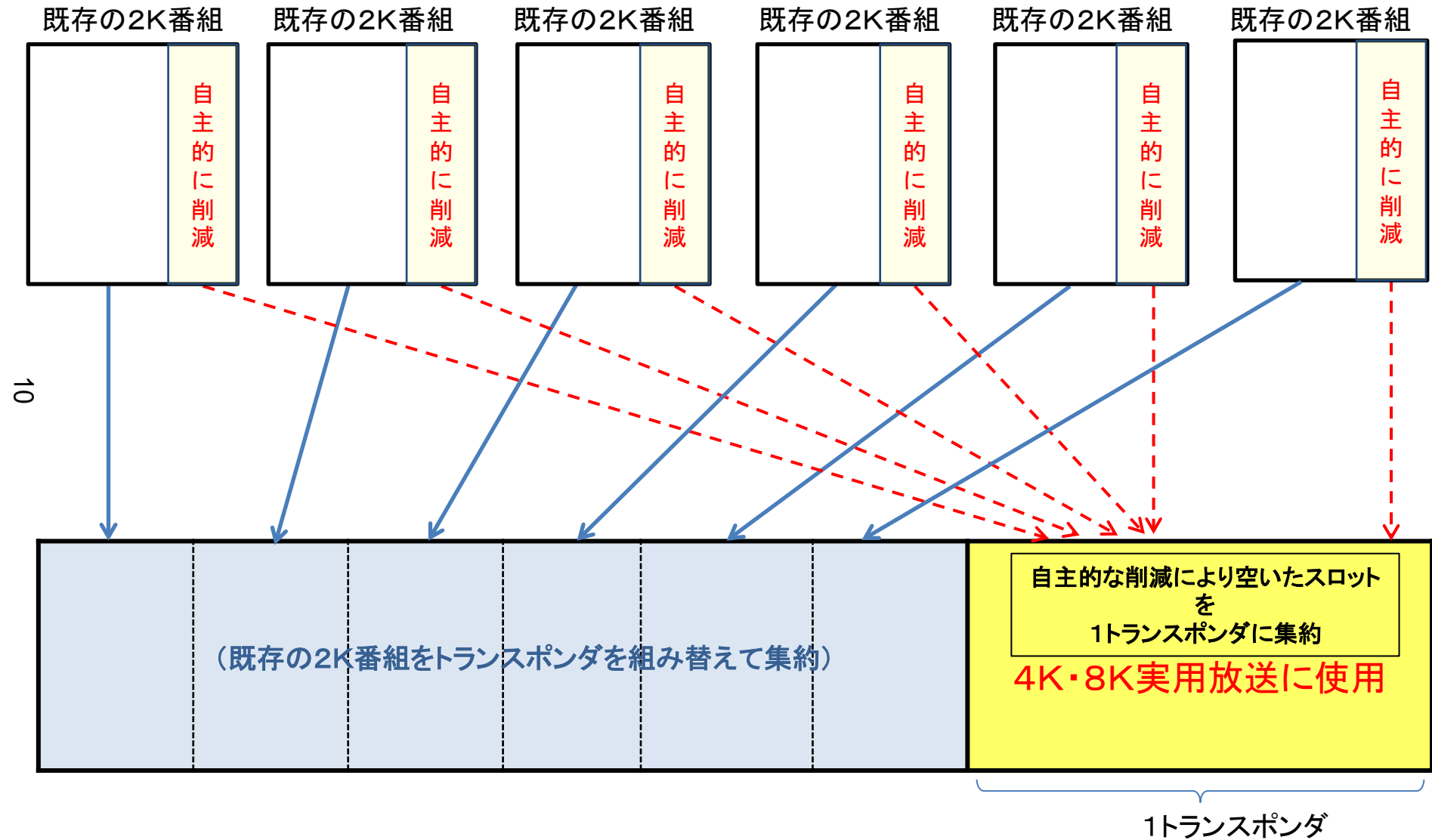
23ch (12.14944GHz)

4K・8K試験放送	グリーンチャンネル 農林水産情報・ 中央競馬	J SPORTS 1 スポーツ	J SPORTS 2 スポーツ	イマジカ BS・映画 映画	J SPORTS 4 スポーツ	J SPORTS 3 スポーツ	BS釣りビジョ ン 娯楽・趣味	BS日本映画 専門チャ ンネル 映画	Dlife 総合編成
-----------	------------------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------------	---------------

(スロット数) (120) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16)

※ 4K・8K放送に使用される高度広帯域伝送方式においては、1トランスポンダ=120スロットとなる。

(平成28年4月1日現在)



【参考】現状の110度CS右旋のチャンネル配列図

ND2 (12.291GHz)				ND4 (12.331GHz)				ND6 (12.371GHz)				ND8(12.411GHz)											
シーエス・ワンテン		シー・ティ・ビー・エス		スカパー・エンターテイメント		シーエス映画放送		インタラクティブ		衛星・サービス		インターローカルメディア		シーエス・ワンテン		SCサテライト放送		シーエス・ワンテン					
テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ 【HD】 (16)	テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ 【HD】 (16)	TBSチャンネル1 【HD】 (16)		スカパー！プロモ100 【無料】 (12)	ザ・シネマ (6)	チャンネルNECO (4.8)	ヒストリーチャンネル (6)	囲碁・将棋チャンネル (3.2)	スカイ・A sports+ 【HD】 (16)		ディスカバリーチャンネル (7)	アニマルプラネット (7)	ホームドラマチャンネル (6)	歌謡ポップスチャンネル (6)	NZC (6)	MTV HD 【HD】 (16)		シヨウブチャンネル 【HD】 (16)	日テレNEWS24 (8)	ミュージック・エア (6)	ディズニージニア (6)	東映チャンネル (6)	衛星劇場 (6)
ND10 (12.451GHz)				ND12 (12.491GHz)			ND14 (12.531GHz)			ND16 (12.571GHz)													
スカパー・エンターテイメント				キッズステーションHD 【HD】 (16)	GAORA 【HD】 (16)	MUSIC ON! TV (EMON!) HD 【HD】 (16)	時代劇専門チャンネルHD 【HD】 (16)	Super! Drama TV HD 【HD】 (16)	ファミリー劇場HD 【HD】 (16)	TAKKARAZUKA (12)	ビーエスFOX (6)	AXNエンターテインメント AXN (6)	インタラクティブ	シーエス・ワンテン									
スカチャン0 【HD】 (16)	スカチャン1 【HD】 (16)	スカチャン2 (8)	スカチャン3 (8)								ナショナルジオグラフィックチャンネル (6)	アニメシアターX (AT-X) (10)	チャンネル銀河歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた (8)	BBCワールド ニユース (6)									
ND18 (12.611GHz)			ND20 (12.651GHz)			ND22 (12.691GHz)			ND24 (12.731GHz)														
インタラクティブ			衛星・サービス			スカパー・エンターテイメント			シー・ティ・ビー・エス														
ゴルフネットワークHD 【HD】 (16)	女性チャンネルLaLaTV(HD) 【HD】 (16)	ムービープラスHD 【HD】 (16)	フジテレビONE スポーツ・バラエティ 【HD】 (16)	フジテレビTWO ドラマ・アニメ 【HD】 (16)	フジテレビNEXT ライブ・プレミアム 【HD】 (16)	FOX (6)	スペースシャワーTV (6)	カートゥーンネットワーク (6)	QVCキューティーシー (14)	TBSチャンネル2 (10)	TBSニュースバード (6)	日テレプラス 【HD】 (16)	FOXムービープレミアム (6)	旅チャンネル (6)	100%ヒット! スペースシャワーTVプラス (6)	日テレプラス (14)							

(スロット数)

(スロット数)

(スロット数)

【参考】4K・8Kについて

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	画面サイズ(例)	実用化状況
2K	 <p>約200万画素 $(1,920 \times 1,080)$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K</p>	32インチ等 	テレビ (HDTV:地デジ等)
4K	<p>2Kの4倍</p>  <p>約800万画素 $(3,840 \times 2,160)$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K</p>	50インチ等 	実用放送(CS放送、ケーブルテレビ等) ・映画・VOD (デジタル制作・配信)
8K	<p>2Kの16倍</p>  <p>約3,300万画素 $(7,680 \times 4,320)$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K</p>	85インチ等 	試験放送 (2016年開始予定)

12

関係条文

○放送法

(昭和二十五年法律第百三十二号)

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

三十二 「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

イ 一の者及び当該一の者の子会社（第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。）その他当該一の者と総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

ロ 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

(認定)

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五～六 (略)

2～5 (略)

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

(平成二十七年総務省令第二十六号)

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十六 (略)

十七 申請者等 一の者(申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。)及び当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者(当該一の者が申請者に対して支配関係を有する者である場合にあっては、申請者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。)から成る集団(申請者に対して支配関係を有する者及び申請者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者がいない場合にあっては、申請者)をいう。

二十 認定放送持株会社等 申請者等であって、申請者を関係会社とする認定放送持株会社を第十七号に規定する一の者とするものをいう。

二十一～三十七 (略)

(支配関係に該当する議決権の占める割合)

第五条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

一 申請者

二 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者(認定放送持株会社を除く。)

3 第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

(通則)

第八条 法第九十三条第一項第四号ただし書（法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一～五 （略）

六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

七 申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

ロ 申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものを除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

八～十 （略）

(認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの)

第九条 法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一・二 （略）

三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに

適合する場合は、この限りでない。

イ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。

ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。

四・五 (略)

意見募集の概要

○ 諮問する省令案については、本年4月27日～5月31日に意見募集を実施。

○ 意見募集の概要

1. 意見募集期間

平成28年4月27日～平成28年5月31日

2. 意見提出者

- ・ NHK
- ・ 日本民間放送連盟
- ・ 衛星放送協会
- ・ 地上基幹放送事業者等 10者（朝日放送、東京放送ホールディングス、テレビ朝日ホールディングス、テレビ東京ホールディングス、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、フジ・メディア・ホールディングス、関西テレビ、毎日放送、読賣テレビ放送）
- ・ 衛星基幹放送事業者 4者（シー・ティ・ビー・エス、ビーエスフジ、BS日本、WOWOW）
- ・ ケーブルテレビ事業者 1者（ジュピターテレコム）
- ・ 基幹放送局提供事業者 2者（スカパーJSAT、放送衛星システム）

合計： 23者

意見募集結果／主な意見及び総務省の考え方①

	主な意見(要約)	総務省の考え方(要約)
18 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令	<p>衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則の緩和は、経営の選択肢を拡大するとともに、既存事業者のコンテンツ、番組制作・編集のノウハウや技術を幅広く活用する観点から、適切と考えます。</p> <p>【民放連、地上基幹放送事業者8社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
	<p>地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者によるBS等4K・8K放送への参入に関するマスメディア集中排除原則は緩和されていません。BSおよび110度CSで使用可能なトランスポンダ総数が約2倍になることなどを勘案し、地上基幹放送事業者等によるBS左旋および110度CS左旋の4K・8K放送への参入に関するマスメディア集中排除原則もあわせて緩和するよう要望します。</p> <p>【民放連、地上基幹放送事業者5社、衛星基幹放送事業者2社、基幹放送局提供事業者1社】</p>	<p>「地上基幹放送事業者本体またはその支配関係者」に係るマスメディア集中排除原則における特例適用条件の緩和については、今後視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</p>
	<p>認定放送持ち株会社の保有規制緩和について、2K0.5トラポン、4K8K0.5トラポン上限とされたことは、右旋・左旋いずれか一方を選択することとなりますが、左旋で使用可能なトランスポンダ総数が多くあることを鑑み、4K8Kトラポン上限をさらに緩和すべきと考えます。</p> <p>【地上基幹放送事業者1社】</p>	<p>認定放送持株会社等がBS左旋で使用可能なトランスポンダ数の更なる上限の緩和については、今後、視聴環境等の放送に関する環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合的に検討して参ります。</p>

意見募集結果／主な意見及び総務省の考え方②

	主な意見(要約)	総務省の考え方(要約)
<p>放送法関係審査基準の一部を改正する訓令</p> <p>19</p>	<p>通販番組の割合については、放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則であり、通販番組の割合を基準に行政が審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えますので、両比較審査における通販番組の割合に関する項目は削除するよう要望します。</p> <p>【民放連、地上基幹放送事業者等3社、衛星基幹放送事業者1社】</p> <hr/> <p>放送開始時期について、事業者が受信機の動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。ただ、第二次比較審査において放送開始時期の差で優劣を付けることは適切で無いと考えますので、同項目は削除するよう要望します。</p> <p>【民放連、地上基幹放送事業者等4社、衛星基幹放送事業者1社】</p>	<p>広告放送の割合に関する規定については、個別の番組内容について審査を行うものではなく、放送法に定められた放送の普及及び健全な発達の観点から比較審査基準として規定したものであり、広告放送以外の番組を視聴したいという国民・視聴者の視聴ニーズに応えていくためのものであることを御理解いただきたいと考えております。</p> <p>なお、右旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる超高精細度テレビジョン放送については業務開始の予定日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間について本規定の適用の特例を設けており、また、左旋円偏波の電波の周波数を用いて行われる超高精細度テレビジョン放送については本規定を適用除外としているところです。</p> <p>周波数の有限希少性を鑑みれば、認定を受けているにもかかわらず放送が開始されていない期間はできる限り短縮することが適切であり、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することは、放送の普及及び健全な発達の観点から妥当なものであると考えております。</p>
<p>その他</p>	<p>「4K・8K推進のためのロードマップ(2015)」に示された2020年の目指す姿を実現するためには、受信機の普及に関する支援をはじめ、本年開始予定のBSによる4K・8K試験放送に対する支援や、既存受信者保護のための支援など、国による強力な支援が不可欠であると考えます。</p> <p>【民放連、地上基幹放送事業者等7社、衛星基幹放送事業者2社】</p> <hr/> <p>地上放送における4K・8K放送は技術的な可能性が検証されている段階であり、将来的な課題であると認識します。地上、衛星を含む基幹放送全体の調和ある発展に向け、フォローアップ会合等でさらに議論を継続していく必要があると考えます。</p> <p>【民放連、地上基幹放送事業者等6社】</p>	<p>今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> <hr/> <p>今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p>